

申請書記載例

子育てのための施設等利用給付認定申請書
(新2号・新3号認定用)

柏市長 あて

※**太枠内**にボールペン（消えるペン是不可）で記入してください。

歳 児 クラス	3 歳児	令和	8 年度
------------	------	----	------

令和 7 年 1 2 月 1 日

5歳児:年長
4歳児:年中
3歳児:年少

保護者代表者氏名 柏 太 郎

※世帯の生計を主に支える方を記載してください。

保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校の**預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業**（ファミリー・サポート・センター事業における「預かり」）に係る給付の申請をするため、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、**裏面の【認定申請について】に同意の上、次のとおり、子育てのための施設等利用給付認定を申請します。**

認定申請子ども	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	性 別	保護者代表者との続柄
	カシワ イチロウ			
	柏 一 郎	H (R) 4 年 6 月 1 日	(男) ・ 女	(子) ・ その他
保護者代表者 住所・連絡先	(現住所) 柏市 柏5-10-1	(連絡先) 04-7167-11●●		
	令和8年1月1日時点で柏市以外 の住所の場合に記入	(都道府県及び市区町村名) 東京都新宿区	令和7年1月1日時点で柏市以外 の住所の場合に記入	(都道府県及び市区町村名) 神奈川県相模原市
	認定区分 (どちらかを選択 してください。)	新2号 ・ 新3号		
認定開始希望月	令和 8 年 4 月 1 日～	認定は事前申請制です。 認定を希望する希望月の前月中／転入前に申請・提出してください。 ・原則、毎月1日からの認定となります（月途中転入の場合を除く。）。		

【認定申請保護者の状況】

区 分	フリガナ 氏 名	生年月日（年齢） 日中の連絡先	保育を必要とする事由
父の 状況	カシワ タロウ	S・H 59年 8月10日(41)歳 (連絡先) 000 — 0000 — 0000	☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 求職活動中 ☐ 就学 ☐ 育児中の継続利用
	柏 太 郎		
母の 状況	カシワ ハナコ	S・H 1年 9月20日(36)歳 (連絡先) 111 — 1111 — 1111	☐ 就労 ☒ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 求職活動中 ☐ 就学 ☐ 育児中の継続利用
	柏 花 子		

希望する認定に
○を付けてください。

保育を必要とする事由
については、**保護者全
員**が該当していなければ
なりません。

【認定子どもの家庭の状況】

※認定こどもと同一建物内に居住するかた（保護者以外）を全員記入してください。

フリガナ 氏 名	申請子ども との続柄	生年月日	就労先名称、病名 就園（学）先名称
カシワ ミライ	姉	T・S 27・5・30	柏第●小学校
柏 未 来			
カシワ ハナヨ	兄	T・S 2・6・18	●●幼稚園
柏 華 代			
カシワ タイチロウ	祖父	T・S 34・1・1	株式会社●●
柏 太一郎			
		T・S ・ ・	
		T・S ・ ・	
		T・S ・ ・	
		T・S ・ ・	

市が記入しますの
で、空欄のままとし
てください。

この申請書のほかに、
**保育の必要性を証明す
る書類の添付が必要で
す。**

※市記入欄（提出書類の確認）

	就 労	妊娠・出産	疾病・障害	介護・看護	求職活動	就学	その他	税書類	
父									
母									

裏面あり
(必ず確認を)

【 注 意 】

■**企業主導型保育施設**に在籍を継続するかたは**認定ができません。**

■認定は**事前申請**です。認定開始希望月の**前月中**に書類一式を提出してください。※原則、翌月1日からの認定

■認定期間は保育を必要とする事由によって異なります。※特に**求職活動、妊娠・出産**は注意

裏 面 あ り

●認定申請に関する重要事項です。必ずお読みいただき、ご理解いただきましたら、「はい」に○を付けてください。該当する事項全てに○が付いていない場合、申請が完了しません。

【認定申請について】

1	認定に必要な書類が揃っていない場合、認定ができません。認定ができない場合、認定却下又は書類を確認できた次月以降の認定になります。また、申請受付後に、書類の不備等により、新たに必要な書類が判明する場合があります。不足書類がある場合は、必ず申込み締切日までに提出してください。 なお、新2号・新3号での認定が不可の場合、幼稚園・認定こども園の満3歳児～5歳児クラスに在籍するかたは、新1号又は教育・保育給付認定1号となります。	はい
2	0～2歳児（幼稚園・認定こども園の満3歳児クラスを含む。）の場合、新3号認定での申請となりますが、同居祖父母等を含めて市民税非課税世帯のみが認定及び無償化の対象となります。	はい
3	認定は原則1か月単位となります。月途中からの認定、変更はありません（月途中転入の場合を除く。）。	はい
4	子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付に係る認定の審査及び申請者や同居親族の住民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。	はい
5	申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。	はい
6	施設等利用費は、市が認めた場合、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。	はい
7	新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。	はい
8	認定希望月現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。	はい
9	申請後、申請書類（この用紙も含む。）の内容や家庭状況に変更が生じた場合、又は保育の必要性がなくなった場合は、速やかに利用中の施設（又は保育運営課）に申し出た上で、必要な手続きを行ってください。手続きを怠った場合、認定の要件を満たしていても、認定取消しとなる場合があります。	はい
10	＜該当するかたのみ＞下の子の育児休業中に、認可外保育施設や預かり保育等の保育サービスを利用を開始する場合、利用開始月の翌月1日までの復職及び利用開始月の翌月中の復職証明書の提出が認定の条件となります。利用開始月の翌月1日までの復職及び利用開始月の翌月中の復職証明書の提出がない場合は、認定を取り消します。	はい
11	＜該当するかたのみ＞出産により認定を受けることができる期間は限られており、認定の有効期間中に他の事由が発生する場合であっても、認定期間が満了となります。無償化による給付を希望する場合、保育を必要とする要件を満たした上で、再度申請を行ってください（認定開始希望月の前月中に）。	はい
12	＜該当するかたのみ＞求職活動中の場合、認定期間は最大90日となり、90日以内に事由として認められる就労を開始できなかった場合は、認定期間終了となります。ただし、継続的に求職活動を行っているとは認められない場合は、90日に達していなくても認定の取消しとなります。	はい

必ず内容を確認の上、「はい」に○を付けてください。
○が付かない場合、認定は出来ません。

必ず、保護者自身が署名してください。
※代筆不可

以上のことについて確認し、了承しました。（署名をお願いします。）

保護者氏名： 柏 太郎 ， 柏 花子

複数のサービスを利用のかたは、該当サービスに○を付けてください。

【利用施設名等及び添付書類（必ず記入してください。）】

利用施設名又はサービス名	●●幼稚園	預かり保育／認可外入園（時間外）／病児／ファミサポ
保護者提出書類 （兄弟分や認可保育施設の利用申請で既に提出している場合、省略可）	父 ☒ 就労証明書 ☐ 診断書 ☐ 介護・看護状況申告書 ☐ 求職活動状況申告書 ☐ 在学証明書&時間割 ☐ その他（ ） ☐ 既に提出済み	母 ☒ 就労証明書 ☒ 母子手帳 ☐ 診断書 ☐ 介護・看護状況申告書 ☐ 求職活動状況申告書 ☐ 在学証明書&時間割 ☐ その他（ ） ☐ 既に提出済み
児童・保護者・同居世帯員が外国籍の場合	☐ 該当者全員の在留カードの写し（表裏両面）※特別永住者証明書でも可	

今回、添付した書類にチェックを入れてください。

【該当するかたのみ記入してください。】

母子・父子家庭の場合 （又はそれに準ずる状況）	離婚 ・ 死別 ・ 未婚 ・ 行方不明 ・ 別居かつ調停中
	（ H <u>R</u> 3年 10月 1日 ごろ（から） ）
	※離婚・死別・未婚の場合、認定申請子どもの親権が記載された戸籍謄本を提出してください。 ※別居及び調停中に該当する場合、必要書類について保育運営課へお問い合わせください。
生活保護の状況	H ・ R 年 月 日 保護開始

証明書等の取得について、別途費用をご負担いただく場合があります。

【 注 意 】

- 柏市外へ転出する場合、新たな居住先で認定を受けてください。※事前申請のため、住民登録前に必要な手続きを行ってください。
- 柏市外への転出／認可保育施設等への入園／保育を必要とする事由に該当しない場合、当初設定の認定期間は前倒しで終了となります。
- 利用している施設の所在地が柏市外であっても、居住地である柏市へ申請してください。※柏市外のかたはご自身の居住地へ申請してください。
- 新2号・新3号認定はあくまで無償化による給付を受ける権利を得るためのもので、施設、預かり保育等のサービスの利用を担保するものではありません。
- 現在、育休中のかたが「就労」の事由で認定を申請する場合、利用開始月の翌月1日までに復職することが条件となります。復職証明書の提出がない場合、認定は取消しとなります。
- 同じ年度中に「求職活動」の事由で連続して認定することはできません。※求職活動⇒就労／妊娠・出産⇒求職活動は可